

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

印紙税の課税標準と消費税

Q：印紙税の課税標準は、消費税額を含めた金額となるのでしょうか。それとも、除いた金額となるのでしょうか。

A：印紙税法上、請負契約書や領収書等の課税文書に消費税額が具体的に記載されている場合、消費税額を除いた金額が課税標準となります。

しかし、消費税の額自体が具体的に記載されていない領収書等については、消費税額を含めた金額が印紙税の課税対象となります。

例えば、領収書に「商品売上代金」として100万円、これに係る「消費税額」として3万円が記載されている場合は、100万円が印紙税の課税標準となりますが、「商品売上代金103万円、うち消費税3%」や「商品売上代金103万円、消費税込み」といったケースの場合は、103万円が印紙税の課税標準となるわけです。

なお、消費税額が領収書に具体的に記載されていない場合であっても、別途「内訳書」を添付し、商品売上代金と消費税額を表示しているような場合は、領収書と内訳書が一体となっているかどうかにより違ってきます。領収書と内訳書がホチキスで留められ、さらにそれぞれの書類に割印があれば、一体の書類として、消費税額を除いた金額が課税標準とされるのですが、領収書と内訳書が全く別々の文書で作成されているような場合は、消費税額込みの金額が課税標準とされます。

